

修士課程就学支援制度の申請（提出）書類・取り扱いの修正について（7月26日）

本制度の申請（提出）書類・取り扱いについて、以下のとおり、2点の修正を行います。

1. 障害者の特別控除について

申請書類一覧：修士課程就学支援制度において、心身障害者の方が世帯にいらっしゃる場合は、必要書類の提出をもって控除が可能の旨、記載しておりました。しかし、心身障害者に限定せず、以下の障害者手帳をお持ちの方が世帯にいらっしゃる場合は、控除が可能です。追加で申請を行う場合は、書類提出期日までに必要書類の提出を行ってください。（既に提出済みの方の再度の提出は不要です。）

●対象となる手帳

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

●書類提出期日・必要書類

- ・提出期日：8月9日（水）17時
- ・必要書類：氏名、等級等が確認できるページのコピー

※様式2にも本件、要追記のこと。（提出済みの書類に追記可）

2. 生活保護、無職者（休職中）の各手当の取り扱いについて

申請書類一覧：修士課程就学支援制度において、生活保護費、失業手当について「特別控除の書類」として記載しておりました。しかし、控除ではなく、世帯の収入の一部として取り扱います。